

「福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会」 報告書概要

地域の就労支援のネットワークの構築

- 障害者の希望・ニーズに応じた就職を実現し、働く障害者を支えていくためには、雇用、福祉、教育等の各分野の連携が不可欠であり、各支援機関の役割分担の下、個々の障害者のニーズに対応した長期的な支援を総合的に行うためのネットワークを地域ごとに構築することが必要。
- 就労支援のネットワークは、障害者の身近な地域に設置される就労支援機関が中心となって構成されるものであり、支援ニーズに応じて、地域ごとに、各支援機関の強みを活かした効果的な役割分担やネットワークの構成を検討することが重要。
また、都道府県レベルで設置される機関は、相互の連携を密接に図りつつ、地域のネットワークを支える役割を果たすことが必要。

地域における各分野の就労支援機関の役割と今後の在り方

(ハローワーク)

- 全国の各地域に設置されている第一線の労働行政機関として、職業相談・職業紹介や企業指導等を通じ、障害者の雇用機会の確保というセーフティネット機能を十分に発揮すべき。また、就労支援のプロセスの中でも特に重要なマッチングを担う機関として、ネットワークの構築に中核的な役割を果たすべき。
- ハローワークのみでは支援の完結しない求職者や、福祉・教育から雇用への移行を希望する者等に対してきめ細かな支援を効果的に行うために、ハローワークが中心となり地域の支援機関と連携して個別支援を行う「チーム支援」をハローワークの業務として明確に位置づけるとともに、地域の支援機関の機能に応じた役割の調整を行い、一貫した効果的な支援となるよう、関係機関に対するコーディネート力を高めることが必要。
- 知的障害者、精神障害者等のよりきめ細かな支援を必要とする求職者の増加を踏まえ、質の高い職業紹介を行うことが求められ、職員研修の充実等を通じて障害者担当の専門性を高めるとともに、十分な実施体制を確保することが必要。

(地域障害者職業センター)

- 中核的な職業リハビリテーション機関として設置され、障害者職業総合センターを中心に全国ネットワークを形成し、豊富な支援実績に基づくノウハウを集約して蓄積しており、地域の就労支援の広がりの中で、その高度な専門性とノウハウの蓄積を活かした業務の展開を図るべき。
- 地域の支援機関による質の高い就労支援が、どの地域においても提供されるようにするためには、今後は、
 - ① 地域において就労支援を担う専門的な人材の育成
 - ② 地域の支援機関に対する助言・援助の業務を同センターの基幹業務の一つとして位置づけ、地域の就労支援力の底上げを図ることが必要。

- また、地域の就労移行支援事業等の支援機関との役割分担を明確にし、地域センターにおいては、就職等の困難性の高い障害者（精神障害者、発達障害者等）に対する専門的支援を自ら実施することとすべき。
- 地域センターの業務の新たな方向性を踏まえ、実施体制の充実や障害者職業カウンセラーの資質の一層の向上を図ることが必要。

（障害者就業・生活支援センター）

- 就業面と生活面の一体的な支援を行う身近な地域の職業リハビリテーション機関として、着実に実績をあげている。
- 地域の関係機関と連携しながら、相談から就職準備、職場定着に至るまで、障害者に必要な支援をコーディネートする役割が求められ、地域のネットワークの一員として不可欠な存在であることから、すべての障害保健福祉圏域への設置を、計画的かつ早急に進めることが必要。
- また、様々なニーズを有する障害者に対する支援をコーディネートする機能を十分に発揮していくためには、専門性の高い人材の育成・確保を図ることが重要であり、事業の委託の在り方を見直すとともに、支援担当者の専門性を高めるための研修の充実を図ることが必要。
- さらに、センターの支援により就職を実現した利用者をはじめ、支援対象者が増大していることを踏まえ、地域のニーズ及び支援実績等を勘案しつつ実施体制の充実を図ることが必要。また、定着支援に果たす役割をセンターの業務としてあらためて明確に位置づけるとともに、定着支援機能の強化を図ることが重要。

（障害者雇用支援センター）

- 就職が特に困難な知的障害者等に対する長期的な職業準備訓練の場として、全国14カ所に設置され、地域において就労支援の実績をあげてきたところ。
- 障害者自立支援法の施行により、目的・機能が雇用支援センターときわめて類似する就労移行支援事業が創設され、全国に展開されつつあることから、センターの制度的な位置づけを見直す必要が生じており、地域の実情を踏まえつつ、就労移行支援事業に移行することが適当であると考えられる。

（就労移行支援事業者）

- 新たに就労移行支援に取り組む事業者が相当数見込まれており、各事業者が支援の質を確保し、良質なサービスを提供するためには、事業者自ら就労支援に関する専門性の向上等に取り組むことが必要であるとともに、地域センターが技術的・専門的な観点から助言・援助を行うことも有効。
- 利用者の訓練終了後の就職を円滑に進めるためには、ハローワーク等の労働関係機関との連携を図ることが重要であるとともに、就職後の定着支援については、障害者就業・生活支援センター等と連携してサポートしていくことが重要。

(特別支援学校)

- 学校卒業後の成人期における職業生活の充実に向けて、職業教育の充実、指導内容・方法の改善、職場実習の拡充等を、地域の関係機関と連携しながら進めることが必要。また、進路指導担当教員の専門性の向上や進路指導体制を充実することも重要。
- 卒業後も継続して必要な支援が受けられるよう、「個別の教育支援計画」の策定段階から関係機関との連携を図り、卒業後の支援体制の構築につなげていくことが重要。

就労支援を担う人材の分野横断的な育成・確保の在り方

- 就労支援の強化が求められる中で、支援の担い手の育成と専門性の確保が追いついていないことから、人材育成の取組を強化することが不可欠。
- 人材育成に当たっては、就労支援の裾野を広げること、専門性を高めることの双方から育成を進めることが必要であり、そのためには、専門的支援を行うジョブコーチを含め、就労支援を担う人材に必要なスキル・能力をレベルごとに明確化するとともに、育成方法についても体系化することが重要。
- 人材育成方策の具体化に当たっては、必要な知識・スキル等の能力要件、研修カリキュラム、一定の資質・水準を確保するための能力評価の仕組み等について、今後、幅広い見地から検討していくことが必要。
- 支援機関と雇用の現場をつなぐジョブコーチの育成・確保が重要であり、全国で養成研修が受けられる体制をつくることが求められるとともに、養成研修については一定の水準を確保することも重要。

連携による就労支援を効果的に実施するためのツールの整備

- ネットワークの支援機関の間の共通理解を促進し、雇用、福祉、教育等の各分野の連携による支援を効果的に進めるため、支援に当たって必要な情報や支援ツール（個別の支援計画等）を共有できるようにすることが重要である。

福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会開催要綱

1. 趣旨

障害者自立支援法の制定により、授産施設等の福祉施設や作業所が機能別に再編成され、福祉的就労から一般雇用への移行が促進されることとなり、また、教育の分野においては、個別の教育支援計画の策定に当たり地域における福祉施設等や労働関係機関と連携した支援体制の整備が求められている。

このような中で、雇用の分野においても、障害保健福祉施策、教育施策と有機的な連携を深めながら、障害者の一般雇用への移行等を促進するための施策を講じていくことが急務となっている。

一般雇用への移行を希望する障害者の就労支援については、従来から、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関が担うとともに、昨年10月からは職場適応援助者助成金が創設されジョブコーチ支援実施機関や事業所における支援も開始されたところであるが、一般雇用への移行を希望する障害者が今後増大することが予想される中で、各分野の連携による支援の現状及び連携のための課題を整理するとともに、就労支援機関の今後の在り方、障害者の就労支援を担う人材の分野横断的な育成・確保、職業リハビリテーションの体系の整理等について幅広い見地から検討することが必要となっている。

このため、関係者の参画する研究会を設け、福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関して検討を行うこととする。

2. 研究会の運営

- (1) 研究会は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長が、学識経験者、障害者就労支援実務関係者、障害者団体関係者、労働者団体関係者及び使用者団体関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 研究会の庶務は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課において行う。

3. 参集者

別紙のとおり

4. 開催期間

平成18年7月～

5. 検討事項

- (1) 福祉、教育等との連携による就労支援の効果的な実施
- (2) 就労支援機関の今後の在り方
- (3) 就労支援を担う人材の分野横断的な育成及び確保
- (4) 職業リハビリテーションの体系の整理
- (5) その他

(別紙)

福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会参集者

(敬称略、五十音順)

いし い	とし お	横浜市精神障害者家族会連合会 会長
石井	紀夫	
おがわ	ひろし	大妻女子大学 人間関係学部人間福祉学科 教授
小川	浩	
さとう	ひろし	前 (独)雇用・能力開発機構 職業能力開発総合大学校 教授
佐藤	宏	
しが	とし かず	(社福)電機神奈川福祉センター 常務理事
志賀	利一	
たかい	とし こ	(社福)加古川はぐるま福祉会 加古川障害者就業・生活支援センター長、 (NPO)全国就業支援ネットワーク 副会長
高井	敏子	
たけだ	まき こ	前 (社福)桑友 理事
武田	牧子	
ときとう	もときよ	(社福)日本盲人会連合 副会長
時任	基清	
なかい	しろう	株式会社かんでんエルハート 代表取締役
中井	志郎	
はら	ともひこ	東京都立あきる野学園養護学校 主幹
原	智彦	
はらだ	まさや	前 (社福)全日本手をつなぐ育成会 理事
原田	雅也	
ひがし	ぼよしふみ	全国社会就労センター協議会 事業振興委員長
東馬場	良文	
ひろなか	あきひこ	(独)高齢・障害者雇用支援機構 東京障害者職業センター次長
弘中	章彦	
まつい	のぶお	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科 教授
松為	信雄	
まつい	りょうすけ	法政大学 現代福祉学部 教授
松井	亮輔	
まつや	かつひろ	目白大学 人間学部子ども学科 教授
松矢	勝宏	
むらかみ	ようこ	日本労働組合総連合会 雇用法制対策局部長
村上	陽子	
もり	ゆうじ	(社福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
森	祐司	
やまおか	しゅう	日本発達障害ネットワーク 代表、全国LD親の会 会長
山岡	修	
わじま	しのぶ	(社)日本経済団体連合会 労政第一本部雇用管理グループ長
輪島	忍	

福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会 開催状況

第1回 平成18年7月31日

- (1) 検討項目及び今後の検討の進め方について
- (2) 障害者の就労支援施策の現状について

第2回 平成18年9月19日

- (1) 平成19年度障害者雇用施策関係予算概算要求の主要事項について
- (2) 職業リハビリテーション機関における支援の現状と課題について

～参集者からの報告～

○地域障害者職業センター

東京障害者職業センター次長

宮崎哲治 委員

○障害者就業・生活支援センター

(社福) 加古川はぐるま福祉会

加古川障害者就業・生活支援センター長

高井敏子 委員

第3回 平成18年10月24日

- (1) 職業リハビリテーション機関における支援の現状と課題について
- ～関係者からのヒアリング～

○ハローワーク

渋谷公共職業安定所 専門援助第2部門 統括職業指導官

田口勝美 氏

○障害者雇用支援センター

(財)滋賀県障害者雇用支援センター 主任指導員

林 博之 氏

- (2) 教育分野における就労支援の現状と課題について

～参集者からの報告～

○盲・聾・養護学校

東京都立あきる野学園養護学校 主幹

原 智彦 委員

第4回 平成18年11月7日

- (1) 福祉分野における就労支援の現状と課題について
- ～参集者からの報告～

○就労移行支援事業者等Ⅰ

(社福) 電気神奈川福祉センター 常務理事

志賀利一 委員

○就労移行支援事業者等Ⅱ

(社福) 桑友 理事

武田牧子 委員

○就労移行支援事業者等Ⅲ

全国社会就労センター協議会 調査・研究・研修委員会筆頭副委員長

(社福) 樫の木福祉会 ゼノの村施設長

東馬場良文委員

- (2) 発達障害者に対する就労支援の現状と課題について

～参集者からの報告～

○発達障害者関係団体

日本発達障害ネットワーク代表

全国LD親の会会長

山岡 修 委員

第5回 平成18年12月26日

(1) 就労支援の現状と課題について

～参集者からの報告及び関係者からのヒアリング～

○(独)高年齢・障害者雇用支援機構における人材育成の取組

(独)高年齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター

職業リハビリテーション部長

西村公子 氏

○民間機関におけるジョブコーチ育成の取組

大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授

(NPO)ジョブコーチ・ネットワーク理事長

小川 浩 委員

○企業における障害者雇用の取組

株式会社かんでんエルハート 代表取締役

中井志郎 委員

○地方自治体における障害者の就労支援策

静岡県商工労働部就業支援総室 総室長

牛島 聡 氏

(2) その他

○「障害者雇用状況報告」の集計結果について

○平成19年度障害者雇用施策関係予算案の主要事項について

第6回 平成19年2月13日

(1) 就労支援機関の今後の在り方について

第7回 平成19年3月13日

(1) 就労支援を担う人材の分野横断的な育成及び確保について

第8回 平成19年4月23日

(1) 福祉、教育等との連携による就労支援の効果的な実施について

第9回 平成19年5月21日

(1) とりまとめに向けた基本的な考え方について

第10回 平成19年6月26日

(1) 研究会報告のとりまとめに向けて

第11回 平成19年8月6日

(1) 報告書(案)について

※ 本研究会は、オブザーバーとして、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課企画官、職業能力開発局能力開発課主任職業能力開発指導官のほか、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課専門官の参加を得て、開催した。